

令和7年度 3月補正予算(案)概要

1 予算概要

(単位:千円)

	当 初 A	3月補正(追加)から 1月補正まで B	3月補正 C	C の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C	対前年同期比
				国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源		
一 般 会 計	49,660,000	3,505,631	1,934,518	145,171	1,900	① ▲ 150,433	② 1,937,880	55,100,149	106.5%
特 別 会 計	26,521,000	801,202	▲ 251,736	51,108		▲ 298,858	▲ 3,986	27,070,466	103.0%
国民健康保険事業	11,576,000	35,559	604			604		11,612,163	101.0%
春雨墓苑事業	15,000	522	90				90	15,612	59.6%
介護保険事業	11,746,000	764,787	79,225	51,108		32,193	▲ 4,076	12,590,012	104.6%
後期高齢者医療	3,184,000	334	▲ 331,655			▲ 331,655		2,852,679	104.4%
企 業 会 計	10,938,417	▲ 75,190	321,301	203,150	53,800	▲ 67,076	131,427	11,184,528	120.4%
水 道 事 業	4,330,816	48,161	44,027				44,027	4,423,004	115.4%
下 水 道 事 業	6,607,601	▲ 123,351	277,274	203,150	53,800	▲ 67,076	87,400	6,761,524	124.0%
合 計	87,119,417	4,231,643	2,004,083	399,429	55,700	▲ 516,367	2,065,321	93,355,143	106.9%

①「その他」の説明		②「一般財源」の説明	
・使用料及び手数料	3,800	・市税	516,500
・財産収入	32,933	・地方譲与税等	592,208
・寄附金	17,188	・地方交付税	751,796
・繰入金	▲214,241	・財産収入	▲155,666
・繰越金(寄附金)	4,150	・繰入金	▲456,704
・諸収入	5,737	・繰越金	700,481
		・諸収入	▲10,735

2 一般会計

(1) 国の令和7年度補正予算(第1号)関連

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
総 務 費	一般管理(戸籍システム(附票)改修)	1,826	1,826				法改正に伴う事務執行に対し、国の補正予算に伴う補助金を受け、令和8年度に予定していた事業を令和7年度に前倒して実施するもの。
	一般管理(住民基本台帳システム改修)	12,623	12,623				
土 木 費	道路橋りょう予防保全	165,000	75,000	75,000		15,000	国の補正予算に伴う補助金を受け、令和8年度に予定していた事業を令和7年度に前倒して実施するもの。

(2) その他の主な内容

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
総 務 費	財政調整基金積立金	1,434,363			13,093	1,421,270	令和6年度決算剰余金の一部、基金運用利息等を積み立てるもの。 (令和7年度末の基金残高見込:6,225,220千円)
	公共施設等整備基金積立金	1,420,101			11,301	1,408,800	公共施設の更新等に備え、令和6年度決算剰余金の一部、遊休地の売払収入等を積み立てるもの。 (令和7年度末の基金残高見込:5,245,176千円)

上記のほか、執行状況等による補正

- (3) 繰越明許費の変更及び追加
道路維持管理事業 外
- (4) 債務負担行為の変更及び追加
西陵地域交流センター管理業務委託 外
- (5) 地方債の変更
市営住宅環境整備 外

3 特別会計

- (1) 国民健康保険事業特別会計
執行状況による補正を行うもの。
- (2) 春雨墓苑事業特別会計
執行状況による補正を行うもの。
- (3) 介護保険事業特別会計
執行状況による補正を行うもの。
- (4) 後期高齢者医療特別会計
執行状況による補正を行うもの。

4 企業会計

- (1) 水道事業会計
支払消費税及び人事異動等に伴う人件費等の補正を行うもの。
- (2) 下水道事業会計
国の補正予算(第1号)に伴う下水道施設老朽化対策並びに執行状況及び企業債の変更による補正を行うもの。